

# 和光苑短期入所生活介護（介護予防）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人西ノ島福祉会和光苑短期入所生活介護（介護予防）事業所（以下「事業所」という。）が行う、指定短期入所生活介護（介護予防）事業（以下「事業」という。）は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護又は要支援状態になった者で、居宅において介護を受けようとする者のうち、居宅での生活に一時的に支障が生じた者（以下「利用者」という。）が、事業所に短期入所し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を受けることにより、利用者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、もって利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう援助することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業員は、利用者に対してサービスの提供方法を理解しやすいように説明する、緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない等、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定短期入所生活介護の提供に努めるものとする。

2 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図りながら、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行う。特に、相当期間以上にわたり継続して入所利用する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

3 前項の規定に基づき提供した指定短期入所生活介護については、常にその質の評価を行い、その改善を図るものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 この事業を行う事業所の名称は「和光苑短期入所生活介護事業所」と称する。

（事務所の設置）

第4条 事業所は島根県隠岐郡西ノ島町大字宇賀697番地に事務所を設定する。

（実施主体）

第5条 事業の実施主体は社会福祉法人西ノ島福祉会とする。

（従業員の職種、員数、職務内容）

第6条 事業所に勤務する職員、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監査する。

(2) 医師 1名（嘱託）

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 相談員 1名以上

相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言とその他援助を行う。

(4) 看護職員 2名以上（介護老人福祉施設と兼務）

看護職員は、利用者の健康状態に注意しながら、医師の指示に基づき健康保持のための適切な措置を行う。

(5) 介護職員 2名以上（常勤換算方法）

介護職員は、入浴、清拭、排泄、離床、着替え及び整容等施設サービス計画に基づいて日常生活が自立した生活が送れるよう世話をを行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(7) 管理栄養士または栄養士 1名以上

管理栄養士は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立作成及び調理指導を行う。

(8) 調理員 適当数

調理員その他の従業員は、献立に基づく食事の用意並びに食器、調理器具及び食材の衛生的な管理等を行う。

(9) 事務職員 相当数

事務員は、経理、従業員の健康管理、設備備品の管理に係る事務等庶務全般を行う。

2 前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(指定短期入所生活介護の利用者の定員)

第7条 事業所の利用定員を5名とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護計画の作成

イ. 管理者は相談員に短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

ロ. 相談員は、利用者の心身の状況や希望、その置かれている環境および現在利用している他の介護サービス内容を十分に把握し、利用者が現に抱える課題を明らかにする。

ハ. 短期入所生活介護計画は、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの、利用者が利用するサービスの継続性を念頭に置いたものでなければならない。

ニ. 短期入所生活介護計画は、利用者や家族の希望に配慮し、サービスの提供にあたる職員との協議を経て、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を明示したものでなければならない。

ホ. 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

ヘ. 相談員は、作成した短期入所生活介護計画について、利用者又は家族に対しその内容等について十分に説明し、同意を得なければならない。

ト. 相談員は、利用者の状態の変更や居宅サービスの変更、サービスの実施状況を把握し、必要に応じて短期入所生活介護計画の変更を行う。

(2) 短期入所生活介護の方針

イ. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う。

ロ. 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に努める。

ハ. 短期入所生活介護計画は画一的でなく個別化するようにする。

ニ. サービス提供職員は、常に利用者、家族に理解、納得されるよう、説明と了解を得るように努める。

ホ. 利用者の生命、身体を保護するための緊急の場合を除き、身体的拘束や利用者の行動を制限する行為を行わない。

ヘ. 短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図る。

(3) 介護サービスの内容

イ. 清潔保持

1利用あたり1回以上、1週間に2回以上の入浴、又は清拭を行わなければならない。

ロ. 日常生活動作援助

サービス提供職員は、離着床、更衣、整容、排泄、移動、食事摂取、その他利用者が必要とする日常生活上の世話を、短期入所生活介護計画に従って適切に行わなければならない。

ハ. 食事

利用者には1日3回給食するものとする。給食はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと成分を含み、かつ調理にあたって利用者の嗜好を十分に考慮し、栄養価の損失をさげ、消化吸収の実をあげるように努めなければならない。

ニ. 健康管理

サービス提供職員は常に利用者の健康に留意し、異常の早期発見に努めなければならない。また医師及び看護職員は、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

医師は65歳以上の利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所用のページに必要な事項を記載しなければならない。

サービス提供職員は、利用者が負傷又は病気にかかった場合は、速やかに身元引受人に連絡し対応を協議しなければならない。

利用者は、緊急の場合および利用者又は身元引受人が希望する場合は、施設内で囑託医師による診療を受けることができる。

ホ. 機能訓練

サービス提供職員は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

ヘ. 相談・援助

サービス提供職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対して、適切な相談、助言を行うとともに必要

な援助を行わなければならない。

ト. 送迎

利用者又はその家族が希望した場合、送迎を利用できる。通常の送迎の実施地域は、西ノ島町の区域とする。

チ. レクリエーション

管理者は、施設内に随時使用できる教養娯楽設備等を設け、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

リ. 第8条3号の記載の不足ある時は「省令第37号」に規程する介護サービスを提供するものとする。

(利用料及びその他の費用)

第9条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合とする。

利用料の額は別表のとおりとする。

2 前項の定めるもののほか、利用者から次の費用を支払い受けるものとする。

(1) 送迎費用は、利用者の心身の状況や家族等の事情等から送迎が必要と認められる利用者に対して、当該利用者の居宅と指定短期入所生活介護事業所との送迎を行う場合は、利用者1人あたり片道につき国により定められた額の負担割合分の金額を徴収する。

通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者の送迎に要する費用は、利用者の同意を得てから実費を徴収する。なお、自動車等を利用した場合には、1kmあたり700円を徴収する。

(2) 食事を提供した場合の利用料の額は、食材料費、調理コスト費用に係る相当額を利用者から別表に定める額を徴収する。

(3) 居住に要する費用として、室料、光熱費用の相当額を利用者から別表に定める額を徴収する。

(4) 理美容代、その他費用等は実費を徴収する。

3 利用料以外に必要な費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

4 前項の費用を伴うサービスを提供する場合又は利用料を変更する場合には、事前に利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに対する同意を文書で得るものとする。

(入退所)

第10条 和光苑短期入所生活介護施設は利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的、精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護サービスを提供する。

2 和光苑短期入所生活介護施設は正当な理由なくして利用を拒んではならない。また、サービス提供に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について、利用申込者の同意を得なければならない。

3 和光苑短期入所生活介護施設は、居宅介護支援事業者その他保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービス提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健、医療又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

4 次の場合は退所とする。

イ. 契約利用期間が満了したとき。

ロ. 利用者が退所を申し出たとき。

ハ. 利用者が死亡したとき

ニ. 利用者が入院したとき

ホ. 利用者が入院加療や継続的な治療が必要な状態となり、施設サービスの提供が困難となった場合。

ヘ. 利用者が正当な理由なしにサービスの提供に従わない場合。

ト. 偽りその他不正の行為により保険給付を受けようとした場合。

チ. 施設内で禁止された行為を繰り返し行い、他の利用者および施設の運営に際し、多大なる損害を与えた場合。

(利用者の留意事項)

第11条 利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 外出

- 利用者が外出しようとするときは、その都度、外出先、用件、帰着予定時刻を管理者に届け出て、その承認を得なければならない。
- (2) 面会  
利用者が外来者と面会しようとする時は、その旨を届け出てあらかじめ指定された場所において面会するものとする。
  - (3) 健康保持、身体機能の低下防止  
利用者は自ら健康の保持に留意し身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。またそのために提供されるサービスを正当な理由なく拒否してはならない。
  - (4) 身上変更届出  
利用者及び利用申請者は、その身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、速やかに管理者に届けなければならない。
  - (5) 施設内禁止行為  
利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
    - イ. 他の利用者を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
    - ロ. 他の利用者とはけんか若しくは口論をなすこと。
    - ハ. テレビ、ラジオ、楽器等の音を異常に大きくし又は大声で騒ぐ等、静穏を乱し他の在居者に迷惑を及ぼすこと。
    - ニ. 施設内で喫煙すること。
    - ホ. 金銭又は物品によって賭事をする事。
    - ヘ. 施設が持ち込みを制限若しくは禁止している物品を持ち込むこと。
    - ト. 故意に施設若しくはその備品に損害を与え、又はこれらを管理者の承認なしに施設外に持ち出すこと。
    - チ. 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
    - リ. 無断で備品の位置又は形状を変えること。

(苦情処理)

- 第12条 和光苑短期入所生活介護施設は、利用者、家族その他からの、事業に関わる苦情を迅速かつ適切に対応するための窓口を設ける。
- 2 和光苑短期入所生活介護施設は、利用者等からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力するとともに、利用者、家族その他からの苦情を受け付けたとき、また、自治体から改善に対する指導、助言を受けたときは、迅速に改善を行う。

(秘密保持)

- 第13条 和光苑短期入所生活介護施設の職員は、正当な理由がない場合、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させたため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込む。

(損害賠償)

- 第14条 和光苑短期入所生活介護施設は、サービスの提供にあたり、利用者に事故が発生した場合には、その過失の程度により損害賠償を行う。また、利用者が施設、設備等に損害を与えた場合には、現状復帰又は損害を賠償しなければならない。

(会計)

- 第15条 和光苑短期入所生活介護施設の会計は他の会計と区別し、会計年度は毎年4月1日から次年の3月31日までとする。

(衛生管理等)

- 第16条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
    - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(緊急時等における対応方法)

- 第17条 事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供中に、指定短期入所生活介護に起因する事故、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は、あらかじめ定めた協力医療機関及び当該利用者の家族への連絡等必要な措置を

講ずるとともに、管理者に報告する。

2 前項の規定により報告を受けた管理者は、市町村、当該利用者に係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

3 事業所は、指定短期入所生活介護を提供するにあたり、あらかじめ利用者の心身の状況を把握するとともに、緊急連絡網を整備しておく。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

#### 第17条の2

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第18条 和光苑短期入所生活介護施設は、火災、地震、水害等の非常災害に関して、具体的な対処計画を立て、それら非常災害に備えて、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

#### ① 総合避難訓練 年2回

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他事業の実施に関する重要事項)

第22条 和光苑短期入所生活介護施設は、施設及び設備、人事、会計、施設サービス計画、サービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。

2 和光苑短期入所生活介護施設は施設の見やすい場所に運営規程の概要並びに職員の勤務体制、利用料、その他のサービス選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

3 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(職員の就業規則及び給与規定等)

第23条 職員に対しては、この規程によるほか、当法人の職員の就業規則及び給与規程、旅費規程、臨時職員就業規則、退職規則、被服貸与規程、消防規程、職員親睦会規程、役員及び職員の慶弔規定を適用する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第24条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、理事会で別に定める。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成13年1月1日から施行する。

附 則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日改正)

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日改正)

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日改正)

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月1日改正)

この規程は平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日改正)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月30日改正)

この規程は平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月12日改正)

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日改正）  
この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月29日改正）  
この規程は令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日改正）  
この規程は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日改正）  
この規程は令和6年4月1日から施行する。